速度取締り指針

令和7年4月若林警察署

若林警察署の速度取締り重点

区域	時間帯	路線
仙台市若林区荒井東地区	7 : 00 ~ 9 : 00	県 道 荒 浜 原 町 線
仙台市若林区下飯田地区	17:00~19:00	県 道 井 土 長 町 線
仙台市若林区荒浜地区	17.00-13.00	県 道 塩 釜 亘 理 線

ドライバーの皆様に緊張感を持ってもらうため、*重大交通事故* 発生路線及びその周辺道路等を中心に速度取締りを実施します。 なお、上記以外の場所・時間帯でも取締りを実施します。



管内における交通事故の特徴



- 〇 人身交通事故は、<u>通勤通学時間帯の8時台、帰宅時間帯の17時〜18時台</u>に多発して います。
- O 全人身交通事故の約64%が交差点及び交差点付近で発生しています。
- O 全人身交通事故の約23%は自転車利用者が関係しています。
- 〇 交通事故原因の約79%を安全不確認、動静不注視、前方不注意で占めており、人身 事故の多くは、<u>緊張感の欠如や漫然運転</u>により発生しています。

速度違反以外の取締りや警戒活動

- 交通量が多い国道4号、県道仙台塩釜線などの幹線道路におけるパトロールを強化します。
- 交差点での交通事故が多いため、一時不停止や信号無視、横断 歩行者妨害違反の取締りを強化します。
- 登下校中の児童等を交通事故から守るため、通学路の取締りを強化します。

